

大田区  
心理職のあり方  
及び  
人材育成方針

～寄り添い、支える心理職を目指して～



©大田区

令和8年6月 策定

## はじめに

国は、全ての子どもたちが将来にわたり安心して暮らせる社会の実現を目指して子ども政策を総合的に推進することを目的に、令和4年6月に子ども基本法(以下「法」という。)を制定しました。

法では、全ての子どもは、個人として尊重されること、適切に養育されること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会を確保するとともに、常に子どもの最善の利益が優先して考慮されることなどについて規定されました。

大田区(以下「区」という。)は、令和6年3月に新たな大田区基本構想を定め、基本目標の第一に子どもに関する目標を掲げました。そしてその実現を図る分野別計画である「子ども未来計画(以下「未来計画」という。)」の策定ならびに未来計画を強力に推進するため、新たに子ども未来部を設置しました。

未来計画では、子ども分野の個別目標において、【子どもの権利擁護】を掲げ、その体制強化の拠点となる子ども未来総合センターを整備中です。

子ども未来総合センターでは、区が主体的に進める児童虐待の予防的支援の強化と都区連携による相談支援や東京都が進める新たな地域支援の充実を融合した相談支援体制を構築し、子どもの権利保障を強化し、家庭・地域での健やかな育ちを支えることとしました。

予防的支援の取組み強化に向けて、子どもたちの心理的見立てや気持ちの代弁等を支援する心理職の専門性を活かす取組みを位置づけました。

今後、子ども本位の相談支援をより強固にしていくには、その一翼を担う心理職のあり方及び育成方針を明確に定めることが必要との認識から「大田区心理職のあり方及び人材育成方針(以下「方針」という。)」を定めることにしました。

方針は、区に求められる心理職のあり方や、その役割を担う上での必要なスキル等を明示しました。今後、この方針を踏まえ、心理職の組織的育成・活用と、たゆまぬ自己研鑽を通じて「未来の大田」を担う子どもたちを守り支えて行きましょう。

# 目次

<b>第1章 心理職人材育成方針策定の背景</b> .....	<b>- 1 -</b>
1 心理職が必要とされる現状 .....	1 -
(1) 子育て世代が抱える孤独感	
(2) 児童虐待の増加	
(3) 小・中学校における不登校児童生徒の増加	
(4) 発達に特性のある子どもへの支援	
2 心理職人材育成方針検討の視点 .....	2 -
(1) 基礎自治体の心理職に求められる役割	
(2) 心理職の専門性(役割)	
(3) 心理職の配属先	
<b>第2章 大田区心理職のあり方</b> .....	<b>- 4 -</b>
1 大田区心理職の目指す姿 .....	4 -
(1) 目指す姿	
(2) 心理職に求められる6つの能力	
<b>第3章 大田区心理職の育成方針</b> .....	<b>- 6 -</b>
1 大田区心理職が担う支援 .....	6 -
(1) 児童虐待への予防的支援	
2 大田区心理職の活躍が見込まれる職域 .....	8 -
3 大田区心理職のキャリア区分 .....	9 -
(1) 心理職の専門職キャリア区分	
(2) キャリア区分と目標項目	

# 第1章 心理職人材育成方針策定の背景

## 1 心理職が必要とされる現状

### (1) 子育て世代が抱える孤独感

令和5年の大田区子ども・子育て支援計画改定に向けたアンケート調査では、「子育てに孤独感を感じる」と就学前の子どもを持つ保護者の23.9%、小学生の子どもを持つ保護者の21.3%が回答しています。

また、子育てをつらいと感じている保護者は、「こどもの遊ばせ方やしつけ」、「仕事や自分のことが十分にできない」、「楽しいこともあるが、つらいことの方が多い」といった悩みを抱えている傾向がみられました。

### (2) 児童虐待の増加

全国の児童虐待の相談対応件数は、平成26年度に88,931件であったのに対し、令和6年度には223,691件に達しています。令和6年度は対前年比で減少しましたが、前年度とほぼ同水準で高止まりしています。区においても、平成26年度の児童虐待受理件数は528件でしたが、令和6年度では1,034件となり、約2倍の件数になっており、近年では、1,000件を超える相談が続いています。その要因は、子育て世帯の孤独・孤立、社会的な支援の不足等が関係していると推察されます。

### (3) 小・中学校における不登校児童生徒の増加

全国の不登校児童生徒数は、令和6年度に353,970人と過去最多となりました。区の不登校児童生徒は、1,283人(令和4年度)であり、全国と同様に不登校児童生徒数は増加傾向となっています。

### (4) 発達に特性のある子どもへの支援

文部科学省が令和4年に行った全国調査「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、小学校・中学校の児童生徒の中で学習面又は行動面で著しい困難を示す割合が8.8%であり、平成14年の同研究での6.3%から増加しています。学習面の著しい困難とは「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」について、行動面の著しい困難とは「不注意」「多動性－衝動性」「対人関係やこだわり等」について、いずれかの問題を著しく示す場合を指しています。

こうした状況から、親子間の関係性の調整や子どもたち等の心の状態を的確に把握し、必要な支援技術を用いてサポートする心理職の需要は高まっているといえます。

## 2 心理職人材育成方針検討の視点

### (1) 基礎自治体の心理職に求められる役割

主にこども分野に配置されている心理職については、こども家庭庁による「こども家庭センターガイドライン」(令和6年)において児童福祉機能の心理職(心理担当支援員)の主な職務として、以下の2点が記載されています。

- 心理アセスメント
- こどもや保護者等の心理側面からのケア

### (2) 心理職の専門性(役割)

こども家庭庁が令和5年度に実施した子ども子育て支援等推進調査研究事業「児童相談所における児童心理司の役割と人材育成についての調査研究」では、児童相談所の心理職の専門性として、こどもへの支援に関して以下のキーワードが示されました。また、これらはこどもだけでなく、保護者への支援にも共通します。

- ① 心理的背景を見立てることができる
- ② 心理療法・心理教育ができる
- ③ 言語化できる、代弁できる
- ④ 意見形成・意見表明・意見決定の支援ができる
- ⑤ 支援を構築する力がある
- ⑥ 心理的解釈を相手にあわせて説明できる

基礎自治体の心理職においても同じような専門性が必要と考えられます。専門的な知識と実践で得た援助スキルを基に、関係機関等の中でこどもの想いや気持ちを共有し、こどもの意見尊重と最善の利益の実現に資する中核的役割を果たします。

### (3) 心理職の配属先

区は、平成 30 年度から児童相談体制強化のため、常勤心理職の採用を行ってきました。採用後は子ども家庭支援センターに配置し、都道府県、政令市、特別区の児童相談所に派遣を行ってきました。

令和6年度に子ども家庭総合支援センター開設準備室を設置し、係長1名を含む心理職3名が配置しました。また、令和4年の児童福祉法の改正に伴い、令和6年10月、区内4地域庁舎にこども家庭センターを設置し、それぞれ1名ずつ子ども家庭支援員として、心理職を配置しました。さらに、令和8年4月には、地域健康課に2名の心理職を配置しました。

区では、令和8年4月1日時点で、23名の心理職が活躍しています。

基礎自治体の心理職に求められる役割を果たし、区内のそれぞれの配置先での業務に適切に応じることが求められます。そのためには、指標となる心理職の人材育成方針を策定し、区民の安全・安心な生活に貢献して、期待に応えられる職員の育成を行うことが必要です。

## コラム

### 専門性を活かした仕事を遂行する上で (心理職のつばやき)

心理職として入庁後、児童相談所への行政実務派遣研修や子ども家庭支援センターの児童福祉部署で専門的な業務に従事してきました。親子関係形成支援事業の保護者支援のグループを始めるにあたり、実施要綱を制定することになりました。作成は、国や他自治体、区の他部署の要綱を調べることから始めました。職場内の事務職員の助言や法規担当者からは、補助金対象の事業なので、国の要綱を踏まえた文言にするように、との助言もありました。事務的な作業はしていましたが、要綱の作成は初めての経験で戸惑う事ばかりでした。それでも、何度も修正を重ねながら、何とか要綱を完成させることができました。振り返ると、区民、多職種、区職員など複眼的な視点と自らの心理学的知見を融合させる取組みにより事業を構築できたと思います。

## 第2章 大田区心理職のあり方

### 1 大田区心理職の目指す姿

#### (1) 目指す姿

心理職を取り巻く現状と求められる役割や期待を踏まえ、大田区心理職の目指す姿を次のようにまとめました。

- ① 支援を必要とする子どもや大人に寄り添い、専門的な心理スキル等を用いて健やかな育ちと安全・安心な生活を送れるよう支援できる職員
- ② 区職員として関係機関等とも積極的に連携し、心理的な見立てを用いて相談者本位の支援ができる職員

#### (2) 心理職に求められる6つの能力

心理職の目指す姿に到達するために、区の中のどの部署においても大田区心理職として身に付けておくべき6つの能力を示します。

##### 6つの能力

- ① 初期対応からの心理的支援
- ② 心理アセスメント
- ③ 保護者への支援
- ④ 心理教育・心理ケア
- ⑤ 関係機関との連携
- ⑥ 行政職員として必要な事務処理

#### ① 初期対応からの心理的支援

支援の初期から、相談者の言葉の裏側にある思いや、その背景、家族との関係性などを見極め、問題の本質を把握し、解決に向けた的確な支援方針につなげます。

#### ② 心理アセスメント

発達の特性、家族の関係性の問題、愛着の課題、PTSD などについて、心理面接、行動観察や心理検査等を通じて心理アセスメントを行い、心理的背景を見立てます。

#### ③ 保護者への支援

妊娠期から、出産後、それ以降の子育て中の保護者に、保護者の悩みや育児の困り感に寄り添いながら、良好な親子関係の下、子どもが家庭で安全・安心に生活できるよう、保護者の特性や、状況に合わせた支援を行います。

④ 心理教育・心理ケア

心理教育は、虐待を受けた子どもや保護者等の自己認知を促すためだけでなく、自己理解、障害受容なども含みます。心理ケアは、心理カウンセリング、プレイセラピー、そのほかの治療的なアプローチを用いて心のケアを行うものです。

⑤ 関係機関等との連携

子どもの相談においては、所属する機関での問題行動や発達課題などをアセスメントし、関係機関にフィードバックし、特性にあった関わりについての助言を行うことも心理職の仕事です。大人の相談においても、必要に応じて関係機関と連携します。

また、今後、関係機関等に出向き、早期支援に結びつくアウトリーチ支援の強化を目指します。

⑥ 行政職員として必要な事務処理

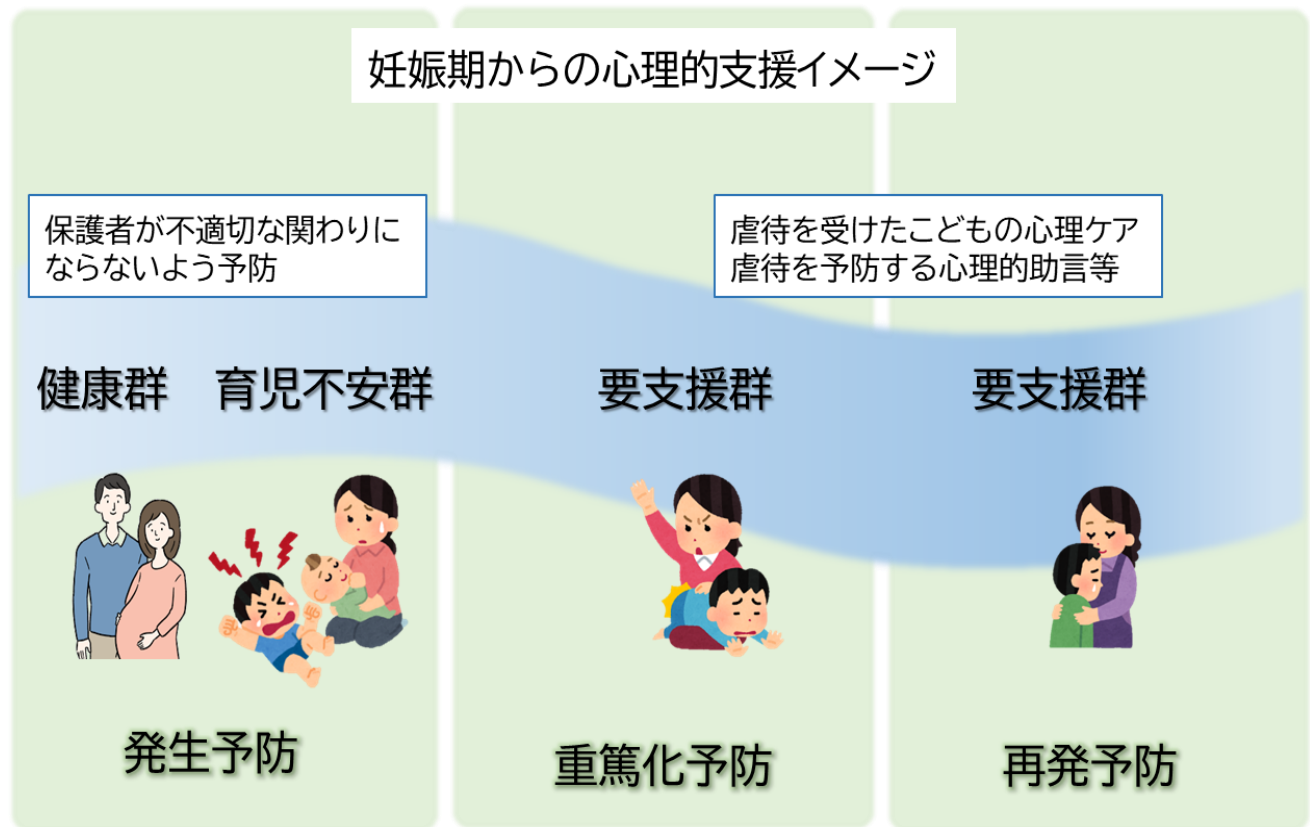
法令、要綱等に基づき正確な事務処理を行います。専門的視点と知識を活かした担当業務の遂行、事業の企画立案など、行政職員として求められる基本的な能力を有していることが必要です。

# 第3章 大田区心理職の育成方針

## 1 大田区心理職が担う支援

### (1) 児童虐待への予防的支援

区では、心理職は、児童虐待の3つの予防(発生予防・重篤化予防・再発予防)を強化するため健康群から要支援群に対し、適切な支援を行います。



#### ●発生予防

育児不安や、養育への困難さを抱えている家庭とその子どもへの支援を中心にを行います。妊娠期の保護者に寄り添いながら、出産後に児童虐待に移行しないよう、また育児不安を抱えている保護者には、保護者の気持ちを受け止め、保護者が不適切な関わりにならないよう以下の具体的な支援を行います。

- ① 妊娠期より、出産後の生活に不安を抱えている母親や、出産前後の抑うつ状態に陥っている母親に対して、母子保健分野と連携しながら寄り添い、不安なときはSOSが出せるような信頼関係を築きます。
- ② 妊娠期から出産後の保護者の不安や課題について心理アセスメントをし、保護者の育児の困り感や、健康状態、親子関係の歪みなどを早期に見極め、緊急度を測ります。
- ③ 育児に行き詰まり、SOSを出し支援を求めた保護者自身の課題について共有します。育児に対する不安が解消し、子どもへの虐待に至らないよう保護者支援プログラムへの参加を促します。
- ④ 妊娠期の母親の心理的混乱、出産後の不安について、一般的な症状などについて説明します。また、こ

どもとの関係で揺れ動く気持ちについても解説します。

- ⑤ 妊娠、出産期では母子保健との連携が重要です。また経済的支援や、各種手当の案内などを関係機関に依頼し、保護者が安心してこどもに関われるよう、役割分担を行います。

### ●重篤化予防

児童虐待の相談や通告、また保護者自身が虐待に至っていると自覚のある場合、こどもへの不適切な養育が重篤化しないように以下の具体的な支援を行います。

- ① 児童虐待通告があり、こどもへの不適切な養育に至っている家庭に初期段階から心理職が同行し、起きていることの把握と、こどもへの虐待の影響について早期に緊急度を測ります。
- ② 虐待によるこどもへの影響の程度や、こどもの発達状況等を、心理検査などの手法を用いて客観的に判断し、こどもの心理ケアの必要性についても判断します。
- ③ 虐待に至った保護者の心理状態を見極めながら、必要な心理面接を行います。また、こどもへの関わり方を学ぶプログラムへの参加を促し、虐待状況が重篤化しないよう支援を行います。
- ④ 虐待のこどもへの影響と、親子関係の課題などを保護者に解説します。保護者自身の課題についても理解を促し、虐待に至る保護者の心理ケアを行います。
- ⑤ 虐待が起きている家庭の重篤度によって児童相談所の支援が必要な場合、心理職としての意見を伝えます。在宅支援の場合も、こどもの所属機関、各支援機関へ意見を伝え、各機関へ家庭の見守りを依頼します。

### ●再発予防

児童虐待が重篤化したため、こどもと家庭に対し専門的支援が必要となったのち、児童虐待が沈静化した家庭に対し、保護者の心理相談や、こどもへの心理ケアを継続することで、虐待の再発が起こらないような支援を行います。家族が穏やかに生活し、こどもが健康的に成長していけるよう見守りつつ、その過程で親子の関係が行き詰まったときでもすぐに相談できる、地域の駆け込み寺のような存在として心理職がこどもと家庭の支援を行っていきます。

3つの予防を実現するためには、こども未来総合センターでの支援にとどまらず、妊娠期からの支援と発達特性のあるこどもを育てる家庭への適切な支援など、各部局での心理職の専門的支援の充実が必要となります。母子保健部署や教育関係部署でも同様の支援が求められ、区の心理職が一体となり、誰一人取り残さない支援を行えるよう心理職の育成を行います。

## 2 大田区心理職の活躍が見込まれる職域

未来計画では「すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを社会全体で支えるまちにします」と基本理念を掲げています。この理念のもと、心理職は各所属や関係機関と連携し、大田区で安心して生活していけるようこどもと家庭を支えていきます。心理職に求められる役割が増す中、今後も、こどもの発達や心理状態の見立て、心理療法・心理教育ができるスキル等を活かせる配置先を検討していきます。たとえば、保健医療、福祉、教育などの分野への配置を検討する必要があります。

### コラム

#### 常勤心理職が活躍する上での心がけ

行政機関に勤務する心理職は、戦後、児童福祉法が成立し都道府県の児童相談所での心理判定が主な業務の心理判定員として多く採用されました。基礎自治体では主に障害児・者の支援現場での採用がありましたが、その後、一定数の常勤心理職の採用は少なく、家庭相談業務やスクールカウンセラーは主に非常勤心理職(現在は、会計年度任用職員)が担ってきました。特別区では児童福祉法改正による区立児童相談所設置を見据え常勤心理職の採用が始まったのが、平成 29 年からです。このような経過もあり心理職の業務については、専門職の間でも共通理解が得にくい状況です。

子育て不安や不登校児童を抱える家族、児童虐待に至る家族の増加に伴い、心理職の業務の拡充が求められています。心理職の業務を適切に理解してもらうためには、業務に当たる心理職一人ひとりが、誰にでも分かりやすい説明を心掛け、心理職の業務への理解が進むよう自ら努力を惜しまないことが重要です。

### 3 大田区心理職のキャリア区分

心理職が適切な支援ができるようになるには、専門職のスキルを確実に習得し、係長級（スーパーバイザー）の指導等を受けながら心理職が活躍する領域においても実践可能になるための育成が必要です。

また、区職員として必要なスキルは人事課の研修等を通じて着実な育成を図ります。

#### (1) 心理職の専門職キャリア区分

育成期の前期は心理職の係長級を配置している子ども家庭支援センター※にて育成を図ります。中期では、単独で心理面接を組み立てられるなど、心理職としてのさらなるスキルアップを図ります。また OJT を通じて、後輩職員の育成も行います。後期では、学んだスキルを基に、今後の配置を想定する部署を含め各所属で業務を担えるようにします。中核期・指導期では、心理職全体の育成や係運営を担えるようにします。また、管理職等への昇任を見据えた育成も推進していきます。

令和8年度時点では、係長級の配置は子ども家庭支援センターと子ども家庭総合支援センター開設準備室のみですが、今後もさらに効果的な心理職の育成体制について引き続き検討していきます。

※ 令和8年8月1日から組織改正予定

育成期			中核期・指導期
新規採用			10年目
<b>前期</b> 心理職の基本的なスキル 行政機関の仕事を理解し学ぶ	<b>中期</b> 心理的支援のスキルアップ 後輩職員のOJT	<b>後期</b> 身につけたスキルを 各部署で発揮する 係長の補佐	心理職全体の育成 マネジメント 係の運営

#### (2) キャリア区分と目標項目

キャリア別に身につける心理職の専門的なスキル目標は以下のようになります。

	項目	育成期			中核期・指導期
		前期	中期	後期	
心理職の業務	①初期対応からの心理的支援技能	初回面接の礎スキルの習得	適切な初期対応と評価の実施	CWとの初期対応の調整	初期対応のスキルアップ体制づくりと運営
	②心理アセスメント技能	心理検査の適正実施	心理アセスメントの適正な評価	係員の心理アセスメントの指導	心理アセスメントのスキルアップ体制づくりと運営
	③保護者支援の技能	保護者の臨床像の把握	保護者への適切な支援の実施	保護者支援の助言指導	保護者支援のスキルアップ体制づくりと運営
	④心理教育・心理ケアの技能	基本的な心理教育・心理ケアの理解と実施	各種心理教育・心理ケアの実施	心理教育・心理ケアの実施と指導	心理教育・心理ケアのスキルアップ体制づくりと運営
	⑤関係機関調整の技能	関係機関に関する知識の習得	関係機関調整の実施	各調整会議の進行や補助	関係機関との調整のスキルアップ体制づくりと運営

【参考文献】

- 大田区基本構想(令和6年3月策定)
- 大田区不登校対策アクションプラン(令和6年4月)
- 第三期大田区子ども・子育て支援計画策定に向けたアンケート調査結果(令和6年7月)
- 大田区人材育成・確保基本方針-One Team Action-(令和7年1月改訂)
- 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」(令和4年)
- こども家庭庁 子ども子育て支援等推進調査研究事業「児童相談所における児童心理司の役割と人材育成についての調査研究」(令和5年度)
- こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」(令和6年3月)
- こども家庭庁「小・中学校における不登校の状況について」(令和7年11月)
- こども家庭庁「令和6年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」(令和8年1月)
- 子ども虐待とネグレクト第 25 巻第1号「市区町村の子ども虐待対応における心理職の役割—地域で生活する子どもと家庭の支援として—」(令和5年) 八木安理子

大田区心理職のあり方及び人材育成方針

～寄り添い、支える心理職を目指して～

令和 8 年 6 月

大田区こども未来部

子ども家庭総合支援センター開設準備室